

# 令和8年度介護職員等処遇改善加算の加算届に係る留意事項

今回、横須賀市では令和8年6月から介護職員等処遇改善加算の算定に関して、

## 旧加算の加算Ⅰ→新加算の加算Ⅰイ、及び、旧加算の加算Ⅱ→新加算の加算Ⅱイ

の変更については継続算定とし、加算届の提出は不要とする扱いにします。

それ以外の区分変更はすべて加算届の提出が必要になりますので、

- ・ 居宅系サービスは、令和8年5月15日（金）まで
- ・ 施設系サービスは、令和8年6月1日（月）まで

に届出を行ってください。

令和8年6月からの介護職員等処遇改善加算の算定に関して、下表にサービス毎の加算届提出の要否を記載しますのでご対応よろしくお願ひいたします。

### 1. 従前から処遇改善加算を算定しているサービス

訪問介護・第1号訪問事業、(介護予防)訪問入浴介護、  
通所介護・第1号通所事業、(介護予防)通所リハビリテーション、  
(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、  
(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、  
地域密着型通所介護・第1号通所事業、(介護予防)認知症対応型通所介護、  
(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、  
複合型サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、

令和8年5月までの算定区分	令和8年6月からの算定区分	加算届提出の要否
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰイ	不要
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰロ	<b>必要</b>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱイ	不要
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅱロ	<b>必要</b>
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅲ	不要
介護職員等処遇改善加算 加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算 加算Ⅳ	不要
上記例以外で令和8年5月までと6月からの算定区分を変更する場合		<b>必要</b>

### 2. 令和8年6月から処遇改善加算を算定するサービス

(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、  
居宅介護支援、介護予防支援

令和8年5月までの算定区分	令和8年6月からの算定区分	加算届の要否
—	介護職員等処遇改善加算	<b>必要</b>

記載した内容以外に、

- (1) 新たに加算を算定する場合
- (2) 加算の区分を変更する場合
- (3) 加算の要件を満たさなくなった等により加算を取り下げる場合

についても届出が必要です。